

平成14年9月3日

環境省水環境部土壤環境課内 中央環境審議会土壤
農薬部会土壤汚染技術基準等専門委員会事務局御中

**「土壤汚染対策法に係る技術的事項についての考え方の取
りまとめ（案）」に対する意見**

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議
代表 立川 涼
〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-29-5
大塚ダイカンプラザ1階
環境市民ひろば内
TEL03-5907-1411 FAX03-5907-1412

II. 1 特定有害物質

地下水等の摂取によるリスクと直接摂取によるリスクの2つの観点に分けた選定は不適切であるから、同一の項目を対象物質とするべきである。

理由：汚染土壌は地下水を、汚染された地下水は土壌を汚染する関係にあるため。

II. 2 調査方法

2-3 (2) 調査資料の採取深度

意見：表層50cmに限らず、さらに深度の試料採取が望ましい。

理由：重金属類は、比較的表層の土壌に蓄積されることが多いが、表層土壌に吸着される限度を超える汚染があったり、酸性雨などの影響を受けると深層まで到達することもある。

また、工場跡地等では過去に様々な物質につき種々の処理がなされている可能性があり、汚染物質を土壌深く埋めたてて処分している場合もあることから、表層50cmの試料採取ではそもそも汚染実態を全く把握できない可能性も否定できない。

汚染実態の3次元的な把握をしたうえで対策を講じるべきなのであり、そのためには調査方法のデザインを実態に即したものにすることが必要である。

2-3 (3)

意見：土壌溶出量検査だけでなく土壌汚染濃度の検査をおこなうべきである。

理由：土壌溶出量検査は極めて限定的な調査であり、ひとつの目安になるに過ぎない。溶出量検査だけでは汚染源のことは何もわからず、したがって汚染防止対策をうつことはできない。さらなる汚染の防止、汚染除去対策のためには、土壌汚染濃度を3次元的に把握することが不可欠である。

3-1 (2) 1) 水銀

II 3-1 (2)1) 水銀

意見：検討会で用いた水道水基準である0.0005mg/L以下で算定し、土壌含有基準9mg/kgとするのが適当である。

理由：検討会の算定値を水銀についてのみ緩めているが、安全を考えて変更すべきではない。

3-1 (2) 2) カドミウム

意見：土壌含有基準は、少なくとも 50mg/kg 以下とする。

理由：検討会算定値は水道水基準の 0.01mg/L で算定しているが、WHO の飲料水の勧告値は、0.003mg/L と 3 分の 1 以下であり、50mg/kg 以下とすべきである。

5 本文

意見：直接摂取によるリスクについての、「汚染土壌の浄化以外に、土地の利用状況等に応じて、指定区域への立入禁止、汚染土壌の覆土・舗装といった方法を適切に講じることによっても、適切にリスクを管理することが可能である。」との考え方は一面的である。「抜本的な浄化対策を講じるまでの間の一時的なリスク管理方法として、指定区域への立入禁止、汚染土壌の覆土・舗装といった方法をとる意味はある。」との指摘に改めるべきである。

理由：立入禁止・覆土・舗装は、一時的に直接摂取を避け、汚染土壌にふたをするだけで、恒久的にリスク管理することはできない。

別紙 5-1 1. 直接摂取に係る措置「具体的には、原則として、通常の利用が可能な覆土(盛土)を命ずることとする。」の部分

意見：「具体的には、原則として、浄化を命ずることとする。」に改める。

理由：覆土(盛土)は、いわば「臭いものにふた」をするもので、問題を将来に先送りするにすぎず、後に必ず問題を起こすことになる。原則として浄化を命じるべきである。